

# スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

該当箇所①	専門科目テキストp8 2 中・高校生の継続活動および学校運動部活動との連携
内容	
<p>■変更前</p> <p>2 中・高校生の継続活動および学校運動部活動との連携</p> <p>小学校の卒業を契機にスポーツ少年団活動をやめてしまう団員が多いのが現状である。『スポーツ少年団登録規程施行細則』には、「団員は登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。」と明記されている。すなわち、中・高校生が地域のスポーツ少年団で活動することを前提としており、それは中・高校生にとって小学生と同様に大切なことなのである。今まで中高校生のスポーツ少年団活動と学校運動部活動とが両立しないこともあったが、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」<sup>1)</sup>では、スポーツ少年団を含む地域のスポーツ団体が学校と協働・融合して地域のスポーツ環境の充実を図る必要性が示されている。これからは「卒団式」「退団式」をやめ中・高校生が団活動に参加しやすい環境を整備し、スポーツ少年団指導者が部活動指導員や外部指導者として学校運動部活動の指導を担うことが求められる。そのためにもより一層学校と連携していく必要がある。</p>	<p>■変更後</p> <p>2 中・高校生の継続活動および学校運動部活動 <b>改革への対応</b></p> <p>小学校の卒業を契機にスポーツ少年団活動をやめてしまう団員が多いのが現状である。『スポーツ少年団登録規程施行細則』には、「団員は登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。」と明記されている。すなわち、中・高校生が地域のスポーツ少年団で活動することを前提としており、それは中・高校生にとって小学生と同様に大切なことなのである <b>が</b>、今まで中・高校生のスポーツ少年団活動と学校運動部活動とが両立しないこともあった。 <b>しかしながら、公立中学校においては、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきたことを受け、学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行が進められており、特に休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行は2023年度から2025年度までを改革推進期間と位置付けられた。あわせて、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」<sup>1)</sup>では、スポーツ少年団を含む地域のスポーツ団体が学校と協働・融合して地域のスポーツ環境の充実を図る必要性が示されている。これからは「卒団式」「退団式」をやめ中・高校生が団活動に参加しやすい環境を整備し、スポーツ少年団指導者が部活動指導員や外部指導者として学校運動部活動の指導を担うことや、部活動の受け皿から発展し地域スポーツクラブの運営団体・実施主体となることが求められる。スポーツ少年団と地域関係者が、地域におけるジュニア・ユース世代<sup>※7</sup>の子どもたちのスポーツに親しむ機会とどのように創出・維持していくかを議論する契機とし、より一層学校と連携していく必要がある。</b></p>

## スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

該当箇所②	専門科目テキストp8 本文欄外
内容	
■変更後 以下文章を追加	
※7 ジュニア・ユース世代 日本スポーツ少年団では「スポーツ少年団改革プラン 2022」(2022年2月)において、3歳から概ね18歳までの年代を「ジュニア・ユース世代」と定義している。	

該当箇所③	専門科目テキストp9
内容	
■変更後 以下文章を追加	
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】	
○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。	
○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。	
○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。	
※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。	
Ⅰ 学校部活動 教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 (主な内容)・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)	

## スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は赤字斜体で示しております。

・部活動に強制的に加入させることがないようにする

・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

### II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実

・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備

・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業

・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保

・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定

・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

・困窮家庭への支援

### III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進

・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める

※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むにつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

### IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

・大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し

※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施

・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保

・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

# スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

該当箇所④	専門科目テキストp10
内容	
<p>■変更 以下画像を追加</p> <p>図1 学校部活動の地域連携・地域クラブへの移行イメージ</p>	

該当箇所⑤	専門科目テキスト p12 本文欄外
内容	
<p>■変更前 ※ 2 指導者複数名 スポーツ少年団登録をする時は、公認スポーツ指導者資格であるスタートコーチ(スポーツ少年団)、あるいはそれ以外の上位資格保有者でスポーツ少年団の理念を学んだ指導者が 2 名以上必要であることを示している。<b>ただし、スタートコーチ(スポーツ少年団)の資格は満 18 歳から取得することができるため、それに該当する場合は 20 歳以上の役員あるいはスタッフの登録が必要となる。</b>また、スポーツ少年団の理念を学んでいないものも指導者としての登録はできる。</p>	<p>■変更後 ※ 2 指導者複数名 スポーツ少年団登録をする時は、公認スポーツ指導者資格であるスタートコーチ(<b>ジュニア・ユース</b>)、あるいはそれ以外の上位資格保有者でスポーツ少年団の理念を学んだ指導者が 2 名以上必要であることを示している。<b>なお、</b>スポーツ少年団の理念を学んでいないものも指導者としての登録はできる。</p>



# スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

該当箇所⑥	専門科目テキストp48 図4
内容	
<p>■変更前</p> <p>図4 日本サッカー協会の指導一貫体制 (日本サッカー協会 HP より引用) <a href="http://www.jfa.jp/coach/official/training.html">http://www.jfa.jp/coach/official/training.html</a> (2020.2.2)</p>	<p>■変更後</p> <p>図4 日本サッカー協会の指導一貫体制 (日本サッカー協会 HP より引用) <a href="http://www.jfa.jp/coach/official/training.html">http://www.jfa.jp/coach/official/training.html</a> (2020.2.2)</p>

該当箇所⑦	専門科目テキスト p63-64 (3) 幼児期から運動の楽しさを伝える 3行目
内容	
<p>■変更前</p> <p>小学5年生の1週間の総運動時間(身体活動量)をみると、420分(60分/日)以下に人数分布が多いことが見て取れる(図2)3)。</p>	<p>■変更後</p> <p><b>小学5年生の1週間の総運動時間(身体活動量)を見ると、1週間で420分未満、すなわち1日60分も身体を動かしていない男子が約50%、女子で約71%いることが示された(図2)3)。</b></p>

該当箇所⑧	専門科目テキスト p64 本文欄外
内容	
<p>■変更前</p> <p>3)平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査, スポーツ庁(2018)</p>	<p>■変更後</p> <p>3) <b>令和4年度</b>全国体力・運動能力・運動習慣等調査, スポーツ庁(<b>2022</b>)</p>

# スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

該当箇所⑨	専門科目テキスト p64 図2
内容	
<p>■変更前</p> <p>図2 小学5年生の1週間の総運動時間(一部筆者加筆)</p>	<p>■変更後</p> <p>図2 小学5年生の1週間の総運動時間(JSPQ-ACP アクティブ チャイルド プログラム ガイドブック 公益財団法人日本スポーツ協会(2023年5月1日)より引用)</p>

該当箇所⑩	専門科目テキスト p83 1 スポーツ団体におけるガバナンス 26行目
内容	
<p>■変更後</p> <p>26行目文末に”※1”追加</p>	

該当箇所⑪	専門科目テキスト p83 1 スポーツ団体におけるガバナンス 本文欄外
内容	
<p>■変更後</p> <p>以下文言と画像を追加</p> <p>※1 <b>スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード&lt;一般スポーツ団体向け&gt;」</b>  <a href="https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm">https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm</a></p>	

該当箇所⑫	専門科目テキスト p84 2 単位スポーツ少年団に求められるガバナンス 表3行目および本文10行目
内容	
<p>■変更前</p> <p>他のチーム</p>	<p>■変更後</p> <p><b>近隣の単位団その他のチーム</b></p>

## スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

該当箇所⑬	専門科目テキスト p85
内容	
<p>■変更後</p> <p>15 行目文末に“<b>※4,5</b>”追加</p>	

該当箇所⑭	専門科目テキスト p85 2 単位スポーツ少年団に求められるガバナンス 本文欄外
内容	
<p>■変更後</p> <p>以下文言と画像を追加</p> <p><b>※ 4 単位団で作成するガバナンスコードセルフチェックシート記入例および単位団規約の雛型。</b>  <a href="https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1421.html">https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1421.html</a></p>  <p><b>※ 5 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツガバナンスウェブサイト」</b>  <a href="https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top">https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top</a></p> 	

該当箇所⑮	専門科目テキスト p89 〇〇スポーツ少年団規約 第6章 その他
内容	
<p>■変更前</p> <p>第23条(所属団体の規定の適用)          本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団、〇〇【都道府県】スポーツ少年団、〇〇【市区町村】スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】(以下総称して「所属団体」といいます。)の諸規定が適用されます。本団の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>第24条(規約の改正および解散)          1 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。</p>	<p>■変更後</p> <p>第23条 <b>(個人情報の取扱いと利用目的)</b>  <b>1 本団の活動により得られた個人情報(氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名)は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。</b>  <b>2 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人(未成年の場合は、保護者)の承諾なく、他の目的には利用いたしません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団登録手続き</li> <li>・スポーツ少年団関係の事業への参加申込</li> <li>・その他必要な場合(個人情報利用前に本人(未成年の場合は、保護者)に承諾を得ることとします)</li> </ul>

## スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は **赤字斜体** で示しております。

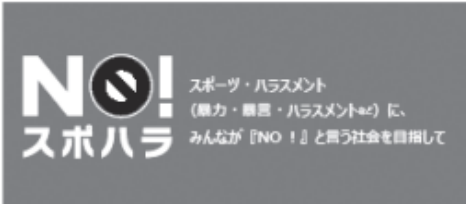
<p>2 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p>	<p><b>3 前項の定めによりスポーツ少年団の登録手続きに個人情報を利用することに伴い、当該個人情報は、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団に提供され、同団が定める「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」その他の規定の適用を受けることとなります。</b></p> <p>第24条(所属団体の規定の適用) 本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、〇〇【都道府県】スポーツ少年団、〇〇【市区町村】スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】(以下総称して「所属団体」といいます。)の諸規定が適用されます。本団の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとし、</p> <p>第25条(規約の改正および解散) 1 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。 2 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p>
-------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------




## スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト[初版 第1刷(令和6年4月5日)]

- 本テキストは、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」を一部改訂の上作成していることに伴い、改訂箇所一覧としてお示ししております。必要に応じてご覧ください。
- 一覧内の「専門科目テキスト」ページ数は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト[第3版 第1刷(令和5年4月14日)]」のページです。

※改訂箇所は赤字斜体で示しております。

該当箇所⑩	専門科目テキスト p97
内容	
<p>■変更後 以下文章と画像を追加</p> <p>6 「NO! スポハラ」活動 ここまで述べてきたような反倫理的行為の根絶を目的として、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会の6団体が主催となり、2023年4月25日から「NO! スポハラ※1)」活動を開始した。)日本スポーツ協会では10年前に「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択してからこれまでのあいだ、特に指導者に対して反倫理的行為を予防するための取組を行ってきたが、反倫理的行為を根絶するためには、指導者へのアプローチだけではなく、子ども・大人に関わらず、誰もが「NO! スポハラ」と声を上げやすい環境を作る必要がある。スポーツに関わるすべての人が、「スポハラ」はあってはならないもの、だめなものという価値観を持ってもらうため、主催6団体は必要な情報発信やイベントを実施している。また、情報発信の一環として「NO! スポハラ」活動特設サイトを開設し、アスリートメッセージや特別対談、専門家による解説動画等を公開している。</p> <div data-bbox="592 1102 1059 1305" style="text-align: center;"><p>NO! スポハラ スポーツ・ハラスメント (暴力・暴言・ハラスメント等)に、 みんなが「NO!」と言う社会を目指して</p></div>	

該当箇所⑪	専門科目テキスト p97 本文欄外
内容	
<p>■変更後 以下文章と画像を追加</p> <p>※1 スポハラ スポハラ(スポーツ・ハラ スメント)とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など「安全・安心 にスポーツを楽しむこと を害する行為」のこと。指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえる。(主催6団体で構成する実行委員会にて作成)</p> <p>「NO! スポハラ」活動 特設サイト <a href="https://www.japan-sports.or.jp/spohara/">https://www.japan-sports.or.jp/spohara/</a></p> <div data-bbox="906 1834 1091 2020" style="text-align: center;"></div>	